

# 虚礼廃止にご理解とご協力を お願いします！

地域では一年を通してさまざまな祭りやイベントが行われ、絆を深めるよい機会となっています。

ただし、議員・候補者などについては、公職選挙法により選挙区内における寄附行為が一部の例外を除いて禁止されています。

この規制の趣旨は、きれいな選挙、金のかからない選挙を実現しようとするものです。  
なお、議員へ会費を伴う案内をする場合は、その旨を案内状などに明記してください。



詳しくは  
こちらを  
ご覧ください

## みんなで 徹底しよう 三ない運動

贈らない！

求めない！

受け  
とらない！

これらのものも、  
政治家の寄附禁止の  
対象となります。

秘書等が代理で  
出席する場合の  
結婚祝



地域の運動会・  
スポーツ大会への  
飲食物等の差入



お祭りへの  
寄附・差入



町内会の集会・  
旅行等の催物への  
寸志・飲食物の  
差入



落成式・  
開店祝等の  
花輪



病氣見舞



お歳暮・お年賀



入学祝・卒業祝



葬儀の花輪・  
供花



秘書等が代理で  
出席する場合の  
葬儀の香典



## 次号予告

## 市議会に「ソコ」が聞きたい！

## 最新情報

### 速報！

## 議会フエス

議会を  
もっと身近に！

7月11日(土)開催！

### 注目！

## 南九州大学との 意見交換会を開催！

未来の都城を  
一緒に考える！

### シリーズ

## 議会力向上へ！

## 令和7年度の決算状況は？

## 市民サービスはどう変わる？

## 政策の進捗は？

令和7年度決算を  
徹底チェック！

## 9月定例会

市政の今を問う！

## しぎかいだより

次回  
No.51  
(11月発行予定)

